

## ねんりんピック富山2018マスコット等の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別添の「デザインガイドマニュアル」に定める、ねんりんピック富山2018マスコットきときと君、規定書体及びシンボルマーク等(以下、「マスコット等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(マスコット等に関する権利)

第2条 マスコット等に関する一切の権利は、ねんりんピック富山2018実行委員会(以下「実行委員会」という。)に属する。

(使用承認の申請等)

第3条 マスコット等を使用しようとする者は、あらかじめねんりんピック富山2018マスコット等使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付してねんりんピック富山2018実行委員会会長(以下「会長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、一般財団法人長寿社会開発センター、明るい長寿社会推進機構、交流大会会場地市町村の実行委員会、交流大会の競技団体及びこれに加盟する団体、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、公益財団法人全国老人クラブ連合会、都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会及び富山県内の市町村老人クラブ連合会が営利を目的とせず使用时。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用する時。
- (5) その他会長がその使用を適当と認めた時。

2 前項第1号、第2号及び第5号に掲げるものが使用する時は、ねんりんピック富山2018マスコット等使用届出書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 会長は、前条の使用申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する時を除き、マスコット等の使用を承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的として使用する時。
- (2) ねんりんピック富山2018又はマスコット等のイメージを傷つけるおそれがあると認められる時。
- (3) 法令、公序良俗に反すると認められる時。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる時。
- (5) 第三者の利益を害すると認められる時。
- (6) マスコット等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる時。

(7) マスコット等の著しい変更（ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、図案に別の図案を重ねること）その他使用方法が適当でないとき認められるとき。

(8) その他会長がマスコット等の使用について不適当と認めるとき。

2 食品について前条の規定による申請があった場合は、県産品及び県内で加工された食品に限り承認するものとする。

（使用承認の特例）

第5条 会長は、前条第1項第1号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、マスコット等の使用を承認することができる。

(1) 民間企業等が、自己の商品、商品のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として製作又は提供される物品等にマスコット等を掲載することにより、ねんりんピック富山2018のPRに寄与すると認められるとき。

(2) 民間企業等が、マスコット等の立体物等を商品化することにより、ねんりんピック富山2018のPRに寄与すると認められるとき。

（使用許諾の条件）

第6条 会長は、第4条又は第5条の規定により使用を承認するときは、マスコット等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条又は第5条の規定による使用承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用内容のみに使用をすること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第4条又は第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) マスコット等を用いた商品等の使用、宣伝、広告に際して、「©ねんりんピック富山2018実行委員会」を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（使用期間）

第8条 マスコット等の使用期間は、使用承認を受けた日から平成31年3月末までとする。

（使用料）

第9条 マスコット等の使用料については、当分の間、無料とする。

（承認内容の変更）

第10条 マスコット等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめねんりんピック富山2018マスコット等使用変更申請書（様式第2号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を行う場合は、その内容を届け出ることとする。

（使用承認の取消し）

第11条 会長はマスコット等の使用がこの規定又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 会長は、使用承認を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

（使用の非独占性等）

第12条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコット等を使用する権利を付与し、又は商品、使用者等について実行委員会の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 実行委員会は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 実行委員会は、マスコット等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、マスコット等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

（事務）

第15条 この規程に関する事務は、実行委員会事務局が行う。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から適用する。